

■都市計画マスタープラン(素案) に対するパブリックコメント意見及び市の対応 ※パブリックコメント期間 令和8年2月1日(日)~3月2日(月) 市民2名から意見提案

No.	意見提出日	意見提出者	関連該当頁	市民の意見 (原文写し)	市の考え方(案)	意見の反映	関係課
1	R8.2.23	市民	P43	<p>○都市拠点について、「①都市拠点 加須駅周辺から埼玉県済生会加須病院周辺にかけての範囲は、本市における公共交通の要衝であるとともに、北口周辺では各種商業施設や市民総合会館、図書館といった 公共施設が立地、南口では大規模医療施設が立地する特性を踏まえ、本市の中核的な役割を担う市街地として「都市拠点」に位置付けます。」と他の都市拠点候補(素案p20■都市づくりの課題において花崎駅周辺も都市拠点候補)との比較もなく唐突に加須駅周辺を都市拠点としていますが、甚だ疑問です。</p> <p>○加須駅周辺を「都市拠点」に位置付ける理由として、空洞化した商業施設、老朽化した箱物の公共施設を根拠にしていますが、現在の加須市民がどの地区に多く住んでいるのか(★加須市全体の人口分布図なし。素案P18の地区別人口増減数図は短期の増減数の表で、人口分布図がないと現在、何処の地区住民が多いかわからず、返って誤解を招く)、どの地区の住民が高い固定資産税及び市民税を納めているのか等市民生活の実態の観点が全く考慮されていません。</p> <p>○加須市内で「都市拠点」として候補に挙がるのは、鉄道の駅及び駅周辺住民の人口及び土地価格等の観点から加須駅周辺地区と花崎駅周辺地区に絞られます。</p> <p>○そこで花崎駅周辺地区と加須駅周辺地区を人口(令和7年2月)及び土地価格(固定資産税)等から比較すると</p> <p>① 花崎駅が所在する大桑地区の人口約17千人に対し、加須地区は約14千人。さらに大桑地区に隣接する水深地区の人口約8千人と花崎駅が生活圈と考えられる久下地区7千人を加えた合計32千人に対し、加須地区、不動岡地区、三俣地区及び礼羽地区の合計は28千人で、花崎駅周辺が市内で最も人口が多い駅周辺地区となっている。</p> <p>②学童数を見ると、旧加須東中学校区の小学生及び中学生の生徒数合計は約2.1千人で、昭和中学校区の生徒数約1.8千人を上回っており、若い世帯の人達が多く住んでいることも推測される。</p> <p>③住宅地の固定資産税評価額及び地価公示価格は、花崎駅周辺が加須市内で最も高額な地区となっており、高額な固定資産税等を納付している。</p> <p>④現在も花崎駅周辺では高級平屋建売住宅が販売されるなど民間事業者により宅地開発等が進んでいる。</p> <p>⑤一方、加須市内の地区別人口で、過去十年で最も人口が減った地区を調べてみると、駅から離れた周辺地区ではなく、なんと加須地区です。加須市全体で約2.2千人減っているが、そのうち半数以上の1.3千人が加須地区です。加須メインや飲み屋さんがつぶれるのは当然の結果です。(※以上の関係資料を令和7年3月8日ビバモールでのオープンハウスの際、担当者に手交)</p> <p>○こうなった大きな原因は、これまで加須市が、埼玉県の指導を無視し総合振興計画において拠点整備計画を検討しなかったこと、都市計画法で法的に作成が義務付けられている都市計画マスタープランを埼玉県40市のラストに今頃作成しているからと思われる。荒廃した加須駅周辺を都市拠点と位置付け、身の丈を超える無謀な大規模開発をすることは、手遅れであり、仮に開発が開始されればとも多額の貴重な税金が無駄遣いされることとなります。</p> <p>○加須市全体の将来のまちづくりを踏まえ、まずは最も住民が多く、現在も民間主導で開発が進んでいる文教地区の花崎駅周辺(花崎駅を中心に半径800m以内の範囲)を新たな加須市の都市拠点として整備(元気プラザ跡地に市役所・支所、図書館、体育館、近隣に騎西病院規模の病院及びサービス付き高齢者向け住宅等)することとし、加須駅周辺は副都市拠点とし、身の丈に合った整備をすることが適切であると考えます。</p>	<p>本計画における「都市拠点」は、現在の人口規模や居住実態のみならず、鉄道・バス・タクシー等の交通結節機能、行政・文化・医療等の高次都市機能の集積状況、および将来にわたる市全体の都市構造を総合的に勘案して位置付けております。</p> <p>加須駅周辺地区は、本市の玄関口となる交通の要衝であることに加え、周辺には市役所本庁舎、市民総合会館等の行政・文化施設、金融機関等をはじめとするその他の民間企業等が立地し、さらに南口には、地域医療の中核を担う済生会加須病院が開院するなど、市全体を支える多様な機能が集積しています。</p> <p>人口減少や商業環境の変化という課題はございますが、これらの既存ストックや医療機能を活かし、持続可能な都市経営を行うための中心地として再生を図る必要があることから、引き続き「都市拠点」として位置付け、都市機能の維持・誘導を図ってまいります。</p> <p>なお、花崎駅周辺地区につきましては、ご意見にありますように多くの市民が居住し、良好な住環境や教育環境が形成されている重要な地区であると認識しております。本計画におきましても、こうした特性を活かし、引き続き市内有数の居住環境を有する生活拠点として、適切な維持・保全に努めてまいります。</p>	反映しない	都市計画課 スーパーシティ推進課 産業振興課
2	R8.2.23	市民	P43	<p>②地域拠点と③生活拠点の区分根拠に疑問</p> <p>○この素案では「②地域拠点：市役所及び総合支所をはじめ、行政、福祉、文化といった各種公共サービス機能がまとまっている箇所や、近隣に立地する箇所を「地域拠点」に位置付けます。○加須市役所周辺 ○騎西総合支所周辺 ○北川辺総合支所周辺 ○大利根総合支所周辺、③生活拠点：交通結節点となる鉄道駅周辺の箇所や、商業を中心とする生活サービス機能がまとまって立地する箇所など、地域の暮らしにおいて中心的役割を担う箇所を「生活拠点」に位置付けます。」とありますが、この要因で地域拠点と生活拠点を別々に区分することは納得できません。</p> <p>○地域拠点及び生活拠点の「拠点」として位置付ける条件は、「各種公共サービス機能」と「商業を中心とする生活サービス機能」の両方を兼ね備えた箇所です。素案P17■都市づくりの課題においても「商業、福祉、子育て、行政手続など市民生活に関わるサービス施設(以下「生活サービス機能」という。)」と一括して定義していますよ・・・</p> <p>○さらに加須市においては、都市計画マスタープラン策定後直ちに立地適正化計画の策定に取りかかると思いますが、この立地適正化計画では、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を設定することとし、誘導施設は各種公共サービス機能と生活サービス機能を合わせたものとなっています。わざわざバラバラに生活の拠点を設置してしまつたら拠点の意味はなくなります。★したがって各種公共サービス機能がまとまっている箇所だけでは、地域拠点になりません。</p>	<p>本計画における拠点区分につきましては、それぞれの拠点が担うべき「主たる役割」に着目して設定しております。</p> <p>「地域拠点」は、市役所本庁舎および各総合支所を中心とし、合併前の旧市町域における行政・コミュニティの核としての役割を意識した位置付けとしているものです。</p> <p>「生活拠点」は、鉄道駅周辺や商業集積地など、市民の皆様の日常的な買い物や通勤・通学等の利便性を支える役割を重視して位置付けております。</p> <p>ご指摘の通り、これら両方の機能が重複する地区もございますが、本市のように広域な市域の中に、複数の核を持つ都市構造においては、行政機能が中心の地区と、商業・交通機能が中心の地区が必ずしも地理的に一致しない場合もございます。そのため、本計画ではそれぞれの地区が持つ特性や役割を明確化する観点から、あえて「地域拠点」と「生活拠点」を区分して位置付けております。</p> <p>なお、立地適正化計画を策定する際には、それらの整合につきましては、各拠点の役割分担を踏まえた上で、具体的な都市機能の誘導方針を検討してまいります。</p>	反映しない	都市計画課
3	R8.2.23	市民	P92	<p>第5章 地域別構想 序 地域区分の設定に疑問</p> <p>○「序 地域区分の設定」では、「地域区分の設定に関して、国の「都市計画運用指針」では「地形等の自然的条件、土地利用の状況、幹線道路等の交通軸、日常生活上の交流の範囲、区域区分等を考慮し、各地域像を描き施策を位置付ける上で適切なまとまりのある空間の範囲とすることが望ましい」とされています。本市では国の指針を踏まえ、次の5つの視点から、「利根川」と「東北縦貫自動車道」を基準に「北部地域」「中部地域」「南部地域」の3地域に地域区分を設定します。」とありますが、「なぜ① 合併前の旧市町にこだわらないことしたのか理解できません。これまでの歴史と経験に基づく生活基盤は、現在も旧市町ごとにまとまっていると思いますが・・・」、この3地域区分では、今後、3地域ごとにどこを中心にネットワークを組みコンパクトな地域づくりを図るのか将来の地域像が全く浮びません。特に「中部地域」は、ネットワークの中心をどこにするか???広域避難所が所在する川口地区にするのか又は南大桑地区にするのか???</p> <p>○しかしながら「⑤ 大きな地形・地物で区切ること・・・大きい河川や道路は、日常生活の行動範囲や災害時の動線にも影響する要素です。境界も変わりにくく、交通・防災・土地利用の検討にも適していることから、誰もが場所をイメージしやすく、本市の特徴的で分かりやすい地形・地物である河川や道路を地域区分の境界に設定します。」を読み返したとき、やっと3地域の地域区分の意味が理解できました。P30「 図：洪水浸水想定区域(想定最大規模)」から加須市作成の「広域避難推奨経路」図が頭に浮かびました。この3地域区分図は、洪水危険度の地域別になっています。「東北縦貫自動車道」は、利根川の堤防が決壊したとき、大利根側から南部地域に押し寄せる濁流を防ぐ堤防に見えました。</p> <p>★★★ここで素案P30「 図：洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」から、なぜか「家屋倒壊等氾濫想定区域」が記入漏れとなっているのに気づきました。人口分布図の添付もなく、人命に関わる大きな記入ミスをするコンサルタント会社名を教えてください。</p> <p>○この地域別構想の3地域区分は、「・防災・土地利用の検討」には適していると思われますが、市民生活の安全のみが際立ち、短期に「北部地域」及び「中部地域」の住民を南部地域等へ居住誘導(※素案P11「図：流域治水の施策」を見ると、建設省は、氾濫域についてリスクの高い地域から低い地域への移転を指導しています。)する流れとなり、北・中2地域はまちづくりどころではなくります。また、現在の人口分布の観点から見ても、「北部地域約10千人」、「中部地域約28千人」、「南部地域 約 73千人」では、素案の線引きは不自然すぎます。</p> <p>○したがって加須市もすぐに策定される立地適正化計画を踏まえ、都市計画マスタープランにおいても水害被害を抑制するため土地利用の規制について具体的な対策を記載すべきと考えます。</p> <p>○具体的には、(1)水害への対応の中に「①-1土地利用の規制」の項目を追加し②「家屋倒壊等氾濫想定区域・洪水浸水想定区域(想定最大規模浸水深3m以上)」内においては、人命を守る観点から新たな住宅等の開発を抑制・規制する措置(条例)を講ずる。次に素案P58&lt;市街化調整区域&gt;の記載を明確化し③「都市計画法第34条11号・12号区域について、人命を守る観点から区域から除外する。」旨追加記載する必要があります。</p> <p>○なお、地域別構想の3地域の防災対策においても、水害の被害を抑制するための土地利用の規制について何ら記載がないため、より具体的な対策を記載する必要があると考えます。</p>	<p>本計画における地域区分の設定にあたりましては、ご指摘のような「人口規模の均衡」や「旧市町の行政界」のみにとらわれることなく、地形、土地利用状況、広域交通網といった都市構造上の特性(空間的なまとまり)を重視して設定いたしました。</p> <p>具体的には、素案92ページに示しましたとおり、駅勢圏、道路網、市街地の形成状況等を鑑み、市民の生活圏や防災活動にも影響する「利根川」や「東北自動車道」を境界とすることが、将来のまちづくりを進める上で最も合理的であると判断いたしました。</p> <p>したがって、この区分は、ご懸念のような特定の地域からの移転や居住誘導を意図して設定したものではありません。あくまで、各地域の特性に合わせた、地域ごとの実情に即した適切なまちづくりを進めるための枠組みとして設定したものです。</p> <p>ご指摘の「家屋倒壊等氾濫想定区域」につきましては、本計画の当該図面において、本市全体が抱える防災上の課題(広範囲にわたる水害リスク)の全体像を把握することを主たる目的としていることから、まずは市域の大部分が浸水区域に含まれるという現状を、視覚的にも分かりやすくお示すため、最も範囲の広い「洪水浸水想定区域(想定最大規模)」を代表として表示いたしました。</p> <p>しかしながら、ご指摘の通り「家屋倒壊等氾濫想定区域」は人命に関わる極めて重要な情報であり、詳細な区域につきましては、別途配布しております「水害時の避難行動マップ(洪水ハザードマップ)」にてご確認いただけるよう周知を徹底するとともに、本計画書の図面につきましても、必要に応じて注釈を追記するなどして、誤解を招かないよう注意喚起してまいります。</p> <p>また、本計画の策定業務につきましては、専門事業者に委託しておりますが、計画の内容は市が主体となり決定しているものでありますので、事業者名の回答は差し控させていただきます。</p>	一部反映する	都市計画課 危機管理防災課
4	R8.2.23	市民	P58 P81	<p>素案の地域別構想の3地域区分の検討において、「・防災・土地利用の検討」が重要であることが認識できました。そこで加須市の防災について調べてみると「加須市地域防災計画」を発見しました。当該防災計画の「第3編 風水害対策編」「第2節風水害被害想定」「第3被害想定」の中で、中央防災会議が「大規模水害対策に関する専門調査会報告」(平成22年4月)を作成し、「人的被害については代表的な氾濫類型とケースについて、避難率を勘案した死者数上位 5 市町村」を掲載(※風水害-4)していますが、なんとその中に「大利根地域」と「北川辺地域」の2地域を発見し、その数の多さに驚かされました。その時、利根川の洪水被害を抑制するためには土地利用の規制が必要であると痛感しましたが、当該素案の「都市防災の方針(1)水害への対応」においては、土地利用を規制する対策が全く記載されておらず、さらに驚かされました。</p> <p>○現在、久喜市は「久喜市立地適正化計画」を作成中ですが、「立地適正化計画の制度概要について」の中に「P15 3策定事例(埼玉県熊谷市)」があり、「久喜市立地適正化計画」の作成当たって熊谷市の事例を参考に挙げています。</p> <p>○熊谷市の立地適正化計画では、「P17■良好な住環境(都市基盤)の活用、生活利便性が高い地域への居住誘導、将来も多くの居住者が見込まれている地域の暮らしを守ることを目的として、居住誘導区域を設定することとし、「[居住誘導区域から除外すべき区域]として「①災害危険性・家屋倒壊等氾濫想定区域・洪水浸水想定区域(想定最大規模浸水深3m以上)」を居住誘導区域から除外しています。(※参考：栃木市立地適正化計画も熊谷市と同様の考え方です。加須市の隣接市で1市4町合併のまちでもあり、とても勉強になりました。)</p> <p>○したがって加須市もすぐに策定される立地適正化計画を踏まえ、都市計画マスタープランにおいても水害被害を抑制するため土地利用の規制について具体的な対策を記載すべきと考えます。</p> <p>○具体的には、(1)水害への対応の中に「①-1土地利用の規制」の項目を追加し②「家屋倒壊等氾濫想定区域・洪水浸水想定区域(想定最大規模浸水深3m以上)」内においては、人命を守る観点から新たな住宅等の開発を抑制・規制する措置(条例)を講ずる。次に素案P58&lt;市街化調整区域&gt;の記載を明確化し③「都市計画法第34条11号・12号区域について、人命を守る観点から区域から除外する。」旨追加記載する必要があります。</p> <p>○なお、地域別構想の3地域の防災対策においても、水害の被害を抑制するための土地利用の規制について何ら記載がないため、より具体的な対策を記載する必要があると考えます。</p>	<p>本市における都市計画法第34条第11号及び第12号区域につきましては、市域の大部分が平坦であり、かつ市街化調整区域が広範に及びという本市特有の地理的条件を考慮し、国や県とも調整を図っており、本計画におきましても、これまでの制度運用を継続する方針としております。</p> <p>ご提案の「浸水ハザードエリアからの11号区域、12号区域の除外」につきましては、本市の社会経済活動や地域コミュニティの維持に大きな影響を及ぼすことから、国(国土交通省)や県と協議を重ねた結果、以下の安全対策が講じられていることを前提に、現時点では除外しない方針として確認されております。</p> <p>具体的には、利根川等の堤防強化対策が進捗していることに加え、水害時の避難行動マップの全戸配布、防災ラジオの無償貸与、防災アプリの活用等により、早期の情報伝達と確実な避難体制が整備されていることから、区域からの除外を行わずとも市民の安全は確保できるものと判断し、国からも本市の地域実情を踏まえた現実的な対応として、一定の理解を得ているところです。</p> <p>なお、開発許可申請時には、事業者や居住予定者に対し、浸水リスクや避難行動についての説明を義務付けるなど、運用面の安全確保に努めております。</p>	反映しない	都市計画課 建築開発課 危機管理防災課

No.	意見提出日	意見提出者	関連該当頁	市民の意見（原文写し）	市の考え方(案)	意見の反映	関係課
5	R8.2.23	市民	P18 P107	<p>ところで、「P18の②既成市街地内の空洞化への対応」を見ると、現在、野中土地区画整理事業が実施されているようですが、掲載図面と、加須市の「利根川浸水想定区域図（PDFファイル: 4.2MB）」を確認してみ、当該地区が「家屋倒壊等氾濫想定区域（この区域は堤防が決壊した際に木造家屋を倒壊させるような激しい流れが発生する。または深水深が10m以上になる恐れのある区域）」及び「洪水浸水想定区域（想定最大規模浸水深3m以上）区域」に所在していることを発見しました。その時に、新たに事業地内の住宅を購入した若い世帯の人達が、当該区域内であることを十分承知で購入したのか心配になりました。家屋倒壊等氾濫想定区域は平成29年に設定されたようですが、当時の市長が市直轄の当該区画整理事業を、なぜ中止せずに継続実施させ、なぜ議会も承認してきたのか甚だ疑問に思いました。</p> <p>○加須市長の無責任な対応で、P18の地区別人口増減数図によると、「市街化区域内では、大利根地域で実施されている野中土地区画整理事業の区域を除くと、ほとんどの区域で人口が減少しています。」「野中土地区画整理事業区域周辺の琴奇地内などの郊外で、民間事業者による住宅開発により人口が増加」と人口増が記載されています。新たな市民の居住を抑制すべき地域が増加している状況は本末転倒で全く理解できません。市の行政の不作為です。人命を守るという観点から当該区画整理事業は即刻中止すべきと考えます。さらにP18の図面では、凡例から家屋倒壊等氾濫想定区域内に都市計画法第34条11号区域も確認できましたが、直ちに指定区域から除外すべきです。</p> <p>ここで加須市長様にお願ひがあります。埼玉県都市整備部市街地整備課に対し、「家屋倒壊等氾濫想定区域」及び「洪水浸水想定区域(想定最大規模浸水深3m以上)区域」に所在し、新たな居住誘導をする野中土地区画整理事業を継続実施して支障はないのか又は中止すべきか」の意見照会をしていただき、その回答を公表していただければ幸いです。</p> <p>○さらに当該事業に興味を湧き、加須市議会会議録検索システムで「野中土地区画整理事業」と検索したところ、令和2年第1回定例会（3月17日本会議）の議事録が検索されました。・・・「加須都市計画事業栗橋駅西(大利根地区)土地区画整理事業特別会計予算関係「総事業費64億円のうち約75%に当たる、およそ49億円(市民の血税)をつぎ込んでいます。まさに税金ありきの開発事業であり、市民の血税は市民の暮らし向上のために使うべきでした。」、つづいて野中土地区画整理事業関係「事業費の総額は77億3,600万円に上ります。このうち、率で60%、46億円を超える財源に関しては、市民の税金を投入するものです。市民1世帯当たり、税金を約10万円もつぎ込む無謀な事業であります。」と予算議決に反対する意見を発見し、その額に驚きました。この記載が事実なら家屋倒壊等氾濫想定区域内等で、無謀な土地区画整理事業が実施され莫大な事業費(市民の血税)が無駄遣いされていることとなります。加須市長と議会の責任は本当に重大です。仮に当該事業費の市税の半分でも回収できれば、懸念とされている加須マインの問題を解決しても、たっぷりおつりがくるでしょう。</p>	<p>野中土地区画整理事業等の現在施行中の市街地整備事業につきましては、都市計画法等の関係法令に基づき、埼玉県知事の認可を受けて適法に進められている事業です。これらの事業は、単に宅地を供給するだけでなく、調整池の設置や排水施設の整備による雨水対策、避難機能を有する道路網の構築、盛土による宅地の高上げなど、都市基盤を面的に整備することで、地域全体の防災機能を向上させる役割も担っております。</p> <p>したがって、本市として事業を中止する考えはございません。今後も埼玉県等の関係機関と緊密に連携し、事業区域内における安全・安心な居住環境の整備を進めてまいります。</p>	反映しない	都市計画課 大利根農政建設課
6	R8.2.23	市民	P9	<p>○最後に、本件パブリックコメントを作成するに当たって、近隣市町の立地適正化計画を拝見させていただきました。またしても当該計画に未着手な市町（※久喜市「立地適正化計画の制度概要について」の「P6立地適正化計画の取組自治体」）は、加須市だけでした。加須市民であることを恥ずかしく思うと同時に子供たちの将来(安全な生活)のことを思うと悲しくなりました。立地適正化計画は、都市計画マスタープランと一体となるもので、防災対策をより強化する具体的で法的拘束力もある計画のようです。直ちに策定に取りかかるよう強く要望いたします。</p>	<p>立地適正化計画につきましては、コンパクトなまちづくりや防災機能の誘導を図る上で、有効な手法の一つであると認識しております。</p> <p>一方で、本市におきましては、広大で平坦な地形特性を活かし、市街化調整区域における開発許可制度(都市計画法第34条第11号等)を弾力的に運用することで、地域コミュニティの維持や人口減少対策として一定の成果を上げてきた経緯もございます。</p> <p>そのため、居住機能を特定の区域に誘導しようとする立地適正化計画の考え方が、これまでの本市のまちづくりの方針や都市構造と整合するの、また、既存の施策と両立し得るのかといった点につきまして、慎重な見極めが必要であると考えております。</p> <p>こうした背景から、まずは本都市計画マスタープランにおいて、本市の長期的な都市づくりの方針や将来像をしっかりと定め、立地適正化計画の策定は是非や具体的な策定期間につきましては、本市の実情に即した持続可能な制度となり得るかを十分に検証し、総合的に判断してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、防災対策につきましては、計画策定の有無にかかわらず、喫緊の課題として捉えており、地域防災計画等に基づき、関係部局と連携してハード・ソフト両面からの対策を継続して進めてまいります。</p>	反映しない	都市計画課 政策調整課
7	R8.2.23	市民	P44 ほか	<p>都市計画MPへの追記・修正提案 以下の事項を、都市構造/地域別構想/拠点形成/交流・観光/防災・環境の各章に横断的に位置付けることを提案する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.利根川沿い(加須未来館～童謡のふる里おおとねカスリーン公園)を核とした「サイエンス発信ゾーン」構想</li> <li>2.既存加須未来館を「直売所中心」から「科学・防災・体験の核」へ段階的に機能転換する(短期:～5年を重点)。</li> <li>3.堤防・河川空間をVRも活用した展示空間として活用し、回遊型体験(堤防ウォーク/サイクリング/ガイドツアー)を推進施策として明記する。</li> <li>4.自然(渡良瀬遊水地等)については保全を前提に、環境学習・観察・市民参加型調査等の「賢明な利用」を位置づけ、北部の将来像に厚みを持たせる。</li> <li>5.市のマンパワー制約を踏まえ、指定管理・官民連携・大学・企業連携・外部資金の活用方針(体制づくり)まで記載する。</li> </ol> <p>※以下は提出された意見書に基づく構想を市により要約したものです 「利根川沿い(加須未来館～童謡のふる里おおとねカスリーン公園)を核とした「サイエンス発信ゾーン」構想</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 提案理由/背景 都市計画マスタープラン素案は、南部の市街地形成の方向性が強くなっており、北部の将来像、拠点施策が弱い。「加須未来館」は堤防上にあり、プラネタリウム等の設備があるが、現在は直売所利用が中心で、本来の「科学・教育」機能が活かされていない。北部の強みである 利根川の景観、カスリーン公園(水害の歴史)、近隣の先端企業(アドバンテスト等)など、北部には「科学・防災」を学べる資源が揃う。</li> <li>2. 提案内容 「加須未来館」から「カスリーン公園」までの約5kmを、『サイエンス発信ゾーン』として整備し活用する。コンセプトは「過去(水害史)」から「未来(宇宙・科学)」までを、堤防を移動しながら学べるエリアにする。都市計画案スタープランでは、上記エリアを「サイエンス発信ゾーン」として位置づけること。加須未来館を「直売所中心」から「科学・防災・体験の核」へ機能転換すること。堤防でのウォーキングやサイクリングを推進施策とすること。近隣企業や大学と連携し、外部資金も活用する体制を作ることなどを提案する。</li> <li>3. 事業構想(案) いきなり多額の税金を使うのではなく、3段階で徐々に規模を拡大するプランの提示 【第1段階:低予算(A案)】堤防に看板やQRコードを設置し、スマホ等で解説を見ながら歩く「回遊ルート」を作る。週末にガイドツアーを行い、実績を作る。 【第2段階:施設の機能を強化(B案)】加須未来館にVR(仮想現実)や防災展示を導入し、学びの拠点としてリニューアル 【第3段階:地域全体で盛り上げる(C案)】近隣の「株式会社アドバンテスト」等の企業とも連携し、最先端技術も学べる総合的なエリアにする。</li> </ol> <p>※提案書内の語句の補足解説 提案文にある少し難解な表現についての解説 「タイムリバー回廊」…堤防の5kmを歩くことを「時間の流れ」に見立て、歴史(過去)や科学(未来)をストーリー仕立てで体験できるようにしようというアイデア 「シンチンサイエンス」…「市民科学」のことで、専門家だけでなく、一般市民や子供たちが環境調査や観測に参加する活動を指す。 「民間企業アドバンテスト」への言及…近くに世界的な半導体検査装置メーカー(アドバンテスト)の事業所があるため、その技術力やブランドを「科学教育」や「未来への夢」の発信に協力してもらってはどうかという提案</p>	<p>本都市計画マスタープランの地域別構想(中部地域)において、加須未来館周辺は「利根川河川敷緑地公園周辺」に含まれており、スポーツ、イベント、グリーンツーリズムの展開を図る方向性を示しています。</p> <p>ご提案いただいた、利根川沿いの既存施設(加須未来館やカスリーン公園)を活用した「サイエンス発信ゾーン」の形成につきましては、利根川の流れを時間軸になぞらえ、歴史と科学を融合させた地域活性化策としての具体的なアイデアであると受け止めております。</p> <p>特に加須未来館は、子どもたちや市民の宇宙や科学に対する関心を高めることも目的の一つとしておりますので、ご提案の内容と考え方は合致するものと考えております。</p> <p>一方で、都市計画マスタープランは、市全体の都市構造や土地利用の将来的な「大枠」や「方針」を定めるものであるため、個別具体的な事業手法(イベント、ガイドツアー等)については、本計画の役割とは別に、実施段階において検討すべきものとなります。</p> <p>そのため、今回いただいたご提案につきましては、本計画への個別の記載は行いませんが、今後の北部および中部地域の活性化や既存施設活用のための重要なアイデアとして、関係する各担当課(生涯学習、観光振興、防災、農業振興等)へ情報を共有し、今後の施策展開の参考とさせていただきます。</p>	一部 反映済	都市計画課 政策調整課 農業振興課 観光振興課 生涯学習課 北川辺地域振興課 北川辺農政建設課 大利根地域振興課 大利根農政建設課

No.1～No.6までは同一の市民による意見(当該課にて番号附番し分類)